

水源保全地域での 土地取引、開発行為は

2か月前までに事前届出が必要です!

令和5年10月2日から、
静岡県水循環保全条例に基づき、
県への届出が必要になりました。



※水源保全地域・・・水源保全のために特に適正な土地利用の確保を
図る必要があると認める区域

届出の詳細は裏面

土地の取引を行うとき

土地所有権等を有する者は、それらを移転し、
又は設定する契約を締結するときは、**締結予
定日の2か月前までに届出が必要。**

開発行為を行うとき

土地の形質変更、地下水採取設備の設置等の
開発行為を行おうとする者は、
着手予定日の2か月前までに届出が必要。

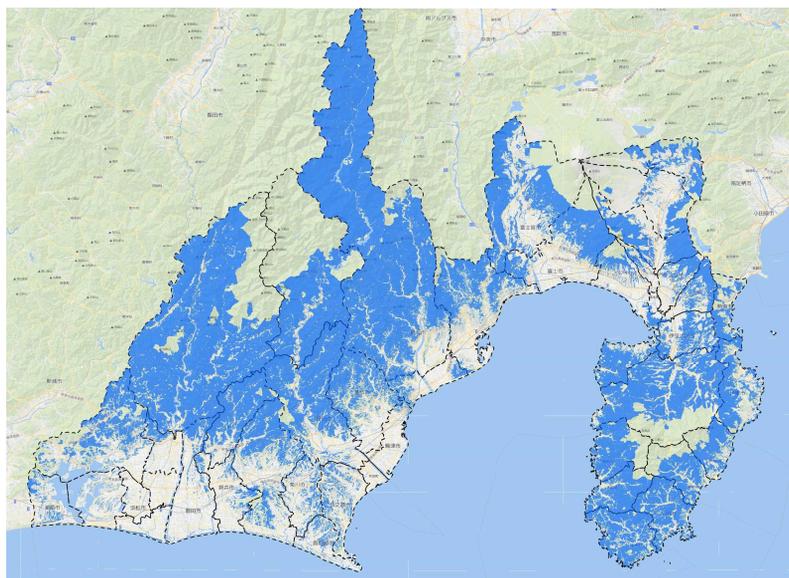
静岡県水循環保全条例の目的

健全な水循環の保全に関する基本的施策や水源保全地域における適正な土地利用の確保を図るための措置、その他必要な事項を定めることにより、健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与する。



水源保全地域

水源保全地域
(令和7年度現在)



©シズカマ./Maples by MERUNE, under CC BY. Data by OpenStreetMap contributors, under ODbL.

水源保全地域

地域森林計画の
対象とする区域

詳細図面は、
静岡県ホームページに
掲載されています。



<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1052286/1055270.html>

届出の流れ

(土地の売主・貸主・開発行為者)

届出義務者

① 2か月前までに
届出書を提出

持参・郵送 ▼
県庁水資源課に
届出書を持参又は郵送
インターネット ▼
ふじのくに電子申請
サービスに入力

④ 必要に応じて

- ・指導
- ・報告徴収
- ・立入調査

県

② 意見照会

③ 意見

関係市町

(必要に応じて)
静岡県
環境審議会

② 公告縦覧

③ 意見

周辺地域の住民
利害関係人

開発行為の届出のみ

Q1 土地取引の面積や開発の規模等によって届出が不要となる場合がありますか？

A1 **面積や規模に関わらず届出が必要です。**ただし、他の法令で許認可等を受ける開発行為や農林漁業を目的とする開発行為等を行う場合において、届出が不要となる場合があります。詳細は県ホームページを御確認の上、水資源課にお問合せください。

Q2 届出書を提出しましたが、いつ契約(着手)して良いのですか？

A2 指導等により指定された場合を除き、他の法令・条例等の必要な手続(許認可、届出等)が全て完了していれば、届出書の**契約締結(開発着手)予定年月日以降**に契約(着手)可能です。

Q3 相続や贈与により土地の所有権を取得した場合、届出は必要ですか？

A3 **相続は届出の対象としていません。**一方、**贈与契約の締結は原則届出の対象**となります。

Q4 森林法や国土利用計画法に基づく土地売買等の届出と、本条例の土地取引届出の違いは？

A4 森林法第10条の7の2や、国土利用計画法第23条に基づく届出は、**買主、借主等**が土地取引の事後に届け出ることとなっています。一方、本条例の土地取引届出は、**売主、貸主等**が、土地取引等の契約を締結する**2月前**に届け出ることとしています。



静岡県暮らし・環境部 環境局 水資源課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL:054-221-2289 FAX:054-221-3278

県ホームページ
(水循環保全条例トップ)

